

# 里親が行う養育に関する最低基準

## ○秘密保持（第11条）

- ・ 里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

### ◇守秘義務の考え方

- ・ 里親として子どもを養育していること自体を公表するのは可能。
- ・ ただし、委託されている子どもや実親の情報などのプライバシーを他に口外してはならない。
- ・ なお、里親同士の養育の質の向上を目的として互いの養育体験を語り合う場（里親サロン等）では公表は可能だが、そこで知り得た秘密は他に口外してはならない。

